

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	1	地域活動における男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。 ② 地域の活性化(観光、文化の伝承等を含む)やまちづくりに関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、各自治体へのアンケートや女性自治会長等へのヒアリング等を実施して実態の把握や分析を行い、持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進についての提言、各地の女性自治会長が一同に会した情報交換会や地域における男女共同参画を推進するためのワークショップの開催、好事例の収集・情報提供を行った。
(3)	取組結果に対する評価		計画策定時の自治会長に占める女性の割合はわずか4.9%という状況において、地域における意思決定の場に男女共同参画を推進することの重要さは、情報交換会や各地でのワークショップ等を通じて、一定の成果を認めることができる。(複数の男性から「自治会等への女性の参画の重要性を理解した」旨の発言や、女性自治会長から「今期で引退するつもりだったが、次の会長選挙にも立候補する気持ちが湧いてきた」等の発言があった。) 多くの地域において、急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実に直面している現在、誰もが身近にある地域社会が、活力があり、今後も持続可能なものとするためには、若い世代の男性等、多様な住民の活動への参画と、リーダーとしての女性の参画の拡大への取組が引き続き必要である。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための方策を検討する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ・自治会長に占める女性の割合:5.7%(平成30年) (出典)内閣府「平成30年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	1	地域活動における男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	—	
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		ア 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ① PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。 イ 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 ① 学校・保育所の保護者会(PTA等)、自治会・町内会等を平日昼間だけでなく、夜間、休日等を実施するなど、多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示する。 ③ 地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対して要請する。
(2)	主な施策の取組状況		毎年度、優秀な活動実績を上げているPTAを表彰しているが、男女を問わず参加しやすい仕組みづくり等を実施しているPTAの活動事例を集め、ホームページで公開して、さらなる取り組みを促進するように情報提供している。
(3)	取組結果に対する評価		男女問わず参加しやすい取り組みを行っている等の事例を紹介した。これまでPTA活動の担い手としては、母親が多かったが、最近では「おやじの会」等を組織して父親も参加も多くなってきている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き活動事例の収集を行い、ホームページで情報提供を充実させ、自主的な取り組みを促進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	1	地域活動における男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 地域の活性化(観光、文化の伝承等を含む)やまちづくりに関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。
(2)	主な施策の取組状況		改正文化財保護法施行に伴い従来の「歴史文化基本構想に関する検討会」を令和元年5月29日に「文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画等に関する検討会」に改正し、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を促進している。
(3)	取組結果に対する評価		検討会委員の委嘱に当たっては、性別や年齢等による制限をかけずに行い、女性の割合が33.3%から40%へと7ポイント上昇した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、性別や年齢等による制限をかけず、幅広く参加できるように促していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> なし
(6)	参考データ、関連政策評価等		審議会専門委員 男性73.4% 女性26.6%(平成30年9月末) (出典)内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	1	地域活動における男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 就業している男女も地域活動に参加できるよう、年次有給休暇取得促進の気運の醸成、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
(2)	主な施策の取組状況		所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進等を推進するため、都道府県労働局長が業界及び地域のリーディングカンパニーのトップに働き方改革及び夏的生活スタイル変革の推進に向けた取組の実施を働きかけるとともに、企業の先進的な取組事例を広く普及させるために「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して情報発信をするなどの取組により、企業の自主的な働き方の見直しを促進した。また、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、年次有給休暇を取得しやすい時季(夏季、年末年始及びゴールデンウィーク)に集中的な広報を行うとともに、地域のお祭り等と合わせた年次有給休暇取得促進の取組を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行い、年次有給休暇を取得しやすい環境整備に努めた。 さらに、労働者の地域活動、ボランティア活動等を行いやすくするため、「働き方・休み方改善ポータルサイト」で企業の導入事例を周知するとともに、導入企業事例集やリーフレットの作成等を通じて、企業におけるボランティア休暇の導入促進に努めた。
(3)	取組結果に対する評価		企業のボランティア休暇制度導入促進等の取組を進めた結果、ボランティア休暇の導入企業割合が平成25年2.8%から平成31年4.5%に上昇した(厚生労働省「就労条件総合調査」)。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、企業のボランティア休暇制度導入促進等の取組を進めていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	1	地域活動における男女共同参画の推進
	③具体的な取組(大項目)	イ	男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		② 就業している男女も地域活動に参加できるよう、年次有給休暇取得促進の気運の醸成、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・罰則付きの時間外労働の上限規制等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)が第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された。 ・時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して、時間外労働等改善助成金による助成を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		・平成30年度の時間外労働等改善助成金の実績については、全体として3,000件を上回る交付申請があり、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む企業のインセンティブ強化が図られている一方で、一部のコースで低調な交付申請に留まっており、助成金の一層の利用促進を図る必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・各種メディアを活用した周知広報、労働基準監督署に設置されている労働時間相談・支援コーナーや全国に設置されている働き方改革推進支援センターにおけるアウトリーチ型支援を行う際の利用勧奨などにより、助成金の一層の利用促進を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	1	地域活動における男女共同参画の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対して要請する。 ④ 住民の多様な経験をいかし、男女共同参画の視点に立った地域の活性化やまちづくりを推進する。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、各自治体へのアンケートや女性自治会長等へのヒアリング等を実施して実態の把握や分析を行い、持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進についての提言、各地の女性自治会長が一同に会した情報交換会や地域における男女共同参画を推進するためのワークショップの開催、好事例の収集・情報提供を行った。
(3)	取組結果に対する評価		計画策定時の自治会長に占める女性の割合はわずか4.9%という状況において、地域における意思決定の場に男女共同参画を推進することの重要さは、情報交換会や各地でのワークショップ等を通じて、一定の成果を認めることができる。(複数の男性から「自治会等への女性の参画の重要性を理解した」旨の発言や、女性自治会長から「今期で引退するつもりだったが、次の会長選挙にも立候補する気持ちが湧いてきた」等の発言があった。) 多くの地域において、急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実と直面している現在、誰もが身近にある地域社会が、活力があり、今後も持続可能なものとするためには、若い世代の男性等、多様な住民の活動への参画と、リーダーとしての女性の参画の拡大への取組が引き続き必要である。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、男女共同参画の視点に立った地域活動の推進のための方策について検討する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ・自治会長に占める女性の割合：5.7%（平成30年） （出典）内閣府「平成30年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	2	地方創生における女性の活躍推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	地域における女性の活躍推進に向けた環境整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性活躍推進法を踏まえ、女性の活躍推進のための取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、推進計画を策定するとともに、協議会を組織することなどを通じて、国、地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、NPO等の地域における多様な主体による連携体制を整備するよう、地方公共団体等に対して要請する。
(2)	主な施策の取組状況		・推進計画の策定状況及び協議会の組織状況は女性活躍推進法「見える化」サイトに掲載し、毎年フォローアップしている。 ・地方公共団体の取組の参考となるよう、「女性活躍推進法に基づく取組の好事例集」や「市町村推進計画策定支援マニュアル」を策定し、内閣府ホームページに掲載（平成30年3月）するとともに、国・地方公共団体に情報提供を行った。
(3)	取組結果に対する評価		女性活躍推進法に基づく推進計画は都道府県では全てで策定されているが、市区町村では以下の策定率にとどまっている。 都道府県：95.7%、市区：38.5%、町村：14.3%（平成28年度） 都道府県100%、市区75.1%、町村29.1%（平成30年度）
(4)	今後の方向性、検討課題等		・「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」（平成31年1月女性活躍推進法公務部門に関する検討会）において、…一つの地域において都道府県推進計画と市町村推進計画が実質的に二重に存在しうること、及び、都道府県推進計画の策定率が100%である現状において…男女共同参画計画等において策定率を掲げることについても、慎重であるべきではないか。」とされたところ。 ・また、同報告書において「市町村が推進計画を策定する際には、基本方針や都道府県推進計画を勘案することとされているため、都道府県と市町村の適切な連携が有効であることを周知し、支援していくことはどうか。」「男女共同参画計画」や「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画」、「地方まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の改定のタイミングに合わせた策定支援を進めてはどうか。」とされたことを踏まえ、都道府県と市町村の連携及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等と一体で策定することが有効であることを周知していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		成果目標 都道府県：100%、市区：100%、町村：70%（目標期限 平成32年） 最新値 都道府県：100%、市区75.1%、町村29.1%（平成30年度）

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	2	地方創生における女性の活躍推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	地域における女性の活躍推進に向けた環境整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性活躍推進法を踏まえ、女性の活躍推進のための取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、推進計画を策定するとともに、協議会を組織することなどを通じて、国、地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、NPO等の地域における多様な主体による連携体制を整備するよう、地方公共団体等に対して要請する。 ② 地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援することにより、地方公共団体が、地域の関係機関・団体との連携体制の下、女性の置かれた様々な状況に応じて適切な助言や情報提供を行う総合的な支援体制を整備することなどを促進する。 ⑤ 育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動を多様な分野において一層推進する。
(2)	主な施策の取組状況		地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が行う多様な主体の連携体制の構築等による地域の実情に応じた取組に対し、地域女性活躍推進交付金による財政的な支援を行う。
(3)	取組結果に対する評価		地方公共団体への「地域女性活躍推進交付金」の交付等により、多様な主体による連携体制の構築や地域の実情に応じた女性の活躍推進の取組が実施され、地域における女性活躍を推進する動きは促進されている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		最終目標年度(32年度)までの達成に向けて、事業成果については、広く情報発信を行っていくとともに、引き続き、事業を推進していく必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市区・町村の推進計画の策定率 100%・70% 平成30年度 75.1%・29.1% 注)都道府県の推進計画の策定率 100% 平成30年度 100%
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	2	地方創生における女性の活躍推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	地域における女性の活躍推進に向けた環境整備
	④具体的な取組 (小項目)	-	
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 女性によるソーシャルビジネス等、地域の課題解決にも資する起業を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年度から全国10箇所形成している地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を通じ、起業ニーズの引き出し・整理、女性起業家のロールモデルの提示、金融機関等への橋渡しなどを実施。女性によるソーシャルビジネスや地域課題解決に資する起業を希望する女性が相談しやすい環境整備を行った。
(3)	取組結果に対する評価		全国10箇所に女性固有の起業課題に対応できる地域横断的な連携支援体制を構築し、女性起業家支援の充実を図った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		令和元年度は補助事業として実施し、事業終了後もネットワークが各地域に維持・定着するよう創業支援機関や金融機関の巻き込みを図る。今後はノウハウ普及等に努め、令和2年度以降の各地域ネットワークの自立化に向けた検討を進める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	-	
(6)	参考データ、関連政策評価等	-	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	2	地方創生における女性の活躍推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	地域における女性の活躍推進に向けた環境整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③女性が働きやすく、働きながら安心して子供を産み育てられる環境を確保する観点から、家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり(コンパクトシティ)の形成を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		職住近接で子育てのしやすい環境の確保に向け、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新及び住宅団地の再生等を図るため、地方公共団体における住宅や公共施設の整備等を総合的に行う取組を支援する。
(3)	取組結果に対する評価		事業を実施している地区において、良質な住宅の供給と併せて、公共施設の整備、道路・公園等の公共施設の整備が図られている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・家庭、職場、保育が近接する子育てのしやすい環境の確保、子育て世帯の生活支援施設等の整備について、地方公共団体における取組に対して引き続き支援していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	2	地方創生における女性の活躍推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	地域における女性の活躍推進に向けた環境整備
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		女性によるソーシャルビジネス等、地域の課題解決にも資する起業を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		グローバルで成長するスタートアップを創出するとともに、ロールモデルの創出により、自ら企業を立ち上げてチャレンジをするという起業家マインドを社会全体で醸成し、日本のスタートアップエコシステムの更なる強化を図ることを目的とし、「J-Startup」プログラムを実施している。
(3)	取組結果に対する評価		「J-Startup」プログラムの中で、女性起業家が創業したスタートアップを「J-Startup企業」として認定し、集中的に支援を行っている。また「J-Startup企業」の選出に際しては、「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献度を考慮するなど、地域をはじめとする社会全体の課題解決に資するスタートアップへの支援に注力している。よってこれらの取組結果は高い評価に値するものであるといえる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		「J-Startup」プログラムをはじめとする起業家支援を継続して実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	2	地方創生における女性の活躍推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	地域における女性の活躍推進に向けた環境整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 女性によるソーシャルビジネス等、地域の課題解決にも資する起業を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		空き店舗対策や合意形成手法等、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を開催し、全国的に活躍する女性まちづくり専門家の講義やディスカッション等により、まちづくりにおける女性の活躍について広く発信し、地域の課題解決、活性化に取り組む人材を発掘・育成した。
(3)	取組結果に対する評価		研修受講者に対するアンケートによると、研修参加者のうち毎年約15～20名が研修後に地域の課題解決や活性化の取組に着手することができている。平成27年度の研修受講者のうち、取組に着手した女性は18名中2名(約11%)であったが、平成28年度は19名中3名(約16%)、平成29年度は15名中3名(20%)、平成30年度は15名中5名(約33%)と女性の占める割合が上昇しており、女性による地域の課題解決や活性化に資する取組が進んでいる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性による地域の課題解決や活性化に資する取組の裾野拡大に努める。
(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連 政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	2	地方創生における女性の活躍推進
	③具体的な取組(大項目)	イ	地域における女性の活躍推進に向けた環境整備
	④具体的な取組(小項目)	—	
	⑤具体的な取組(内容)		消費者問題に取り組む女性の活躍推進の観点から、消費者安全法(平成21年法律第50号)の改正を踏まえ、消費生活相談員の社会的地位の向上や、地域において消費者被害の防止等の活動をする消費生活協力員等の活躍推進に向けた地方公共団体の取組を支援する。
(2)	主な施策の取組状況		平成28年4月施行の改正消費者安全法(平成21年法律第50号)において、消費生活相談員の職及び任用要件等が法律上に位置付けられた。消費者庁においては、消費生活センターに関する条例の制定に当たって参酌すべき基準として、消費生活相談員の雇止めの見直しを含めた適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を定めることを内閣府令で規定した。 同法により、高齢者や障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることが規定された。 また、地方消費者行政強化交付金等を措置することにより、地方公共団体における消費生活相談員の処遇改善や消費者安全確保地域協議会の設置等体制整備に係る取組について支援を行った。
(3)	取組結果に対する評価		消費生活相談員の処遇について、法改正後に消費者担当大臣及び消費者庁長官から地方公共団体の長宛に「雇止め」の見直しを求める通知を発出するなどの取組を進めた。 消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築を進めるため、先進事例集および設置の手引き等の作成・公表を行うとともに、消費生活協力員等の地域の人材活用促進について地方公共団体向けに説明を行うなどの取組を進めた。 また、地方消費者行政強化交付金等の措置と合わせて「地方消費者行政強化作戦」を踏まえ、全国の地方公共団体における消費生活相談員の処遇改善や消費者安全確保地域協議会の設置等に係る取組について進捗状況を把握するとともに、更なる促進について働き掛けることで、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備が着実に前進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		消費生活相談員の適切な処遇改善を促進するための施策を行うとともに、消費生活協力員等の育成に取り組む。 地方消費者行政強化交付金の活用等を通じて、引き続き地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置に向けた取組を支援する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①「人・農地プラン」を策定する際に、集落・地域における話し合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務付けるとともに、その割合を30%以上とすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に確実に反映されることが重要であるため、担い手や地域農業の在り方等を定める人・農地プランの検討に当たっては、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性農業者で構成するよう要件化している。
(3)	取組結果に対する評価		全国1,583市町村において15,444地域で人・農地プランが作成されており(平成31年3月末現在)、当該プランの作成・見直しの過程において、各市町村で検討会が開催されている。この検討会における女性農業者の割合は3割となっており、基準を満たしている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き「人・農地プラン」の検討に当たっては、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性農業者とすることを求め、女性の参画を積極的に促進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		・ 女性活躍推進法の適用がある事業主に対し、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用するよう要請する。
(2)	主な施策の取組状況		・ 平成28年4月に、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、全国森林組合連合会等に対して、政策・方針決定過程への女性の参画拡大等に向け、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の実施その他の実効性あるポジティブ・アクションの導入等に積極的に取り組むよう要請を行った。
(3)	取組結果に対する評価		女性役員が登用されていない農業協同組合の組織数は減少傾向にあり、農業協同組合の役員に占める女性の割合も上昇傾向にあるが、依然として女性役員が一人もない農業協同組合が100以上存在している。また、漁業協同組合や森林組合の役員に占める女性の割合は依然として1%未満であり、依然として女性の登用が進んでいるとは言えない状況である。
(4)	今後の方向性、検討課題等		単に要請をするだけにとどまらず、要請に対する取組をフォローアップすることで、具体的な取組を促すとともに、効果的な取組の横展開を行うなど、効果的な取組が実際に行われるための施策を検討することが考えられる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> ○農業協同組合の役員 ・女性役員が登用されていない組織数:124(平成28年度) ・役員 男性:92.5%、女性:7.5%(平成28年度) (出典)内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 <参考指標> ・全国農業協同組合中央会役員 男性:96.6%、女性:3.4%(平成30年3月31日現在) ・全国農業協同組合連合会役員 男性:97.2%、女性:2.8%(平成30年3月31日現在) ・全国漁業協同組合連合会役員 男性:95.7%、女性:4.3%(平成30年3月31日現在) ・全国森林組合連合会役員 男性:100%、女性:0%(平成30年7月1日現在) ・漁業協同組合役員 男性:99.5%、女性:0.5%(平成28年度) ・森林組合役員 男性:99.5%、女性:0.5%(平成28年度) (出典)内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等におけるそれぞれの目標に向けて、各都道府県・市町村・関係団体に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の登用ゼロからの脱却、複数名の女性の登用、具体的な目標の設定等の取組を行うよう要請する。 その際には、次の点に留意する。 ・ 農業委員会の委員の任命を行う市町村長や農業協同組合の役員等の選出を行う当該農業協同組合等に対して、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）において、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを十分に踏まえ、委員・役員等の任命・選出が男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進する。また、委員候補者の推薦を行う農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対しても、同規定が置かれたことなどについて、引き続きより一層の周知等、女性の参画拡大に向けた取組を促進する。 ・ 集落営農組織や土地改良区における意思決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		<農業委員会、農業協同組合> ・ 男女共同参画基本計画の成果目標及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律平成27年農協法等改正法の趣旨に鑑み、農業委員及び農業協同組合役員への女性の登用促進に係る指導について、都道府県・団体に対して経営局通知を発出し、取組を要請。 ・ 全国農業委員会女性協議会（事務局：全国農業会議所）において、毎年①首長や農業委員会会長へ要請、②関係団体に候補者の推薦等呼掛け、③女性農業委員がなり手を掘り起こす等の申し合わせ決議を行い、現場段階の取り組みを強化する働きかけを行うとともに、全国段階で実施する「女性農業委員登用促進研修会」や「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」、各ブロックで実施する「女性農業委員会ブロック研修会」を通じ、女性登用の割合が高い県等の事例の横展開を図っている。 ・ 都道府県段階では各農業会議が女性登用の促進に係る研修等を開催。 ・ 農業委員会関連予算を措置し、全国農業会議所及び各農業会議における女性登用に係る活動を支援。 <土地改良区> ・ 全国段階・・・地方連合会の女性職員を構成員とした「水土里ネット広報女性部会」を設立（H29.6.27）し、土地改良事業に関係する女性自らの意識改革とスキル向上等を目的に、意見交換会や地方女性部会の取組を全国水土里ネットHPでPRするなどの活動を実施。 ・ 地方段階・・・現在14県で「水土里ネット女性の会」が設立。土地改良区の女性役職員や地方連合会の女性職員等を中心に、情報交換、研修会を開催するほか、一部の会では郷土料理作り、遊休農地を活用したサツマイモ作りなど多様な活動を通じ女性自らの意識改革とスキル向上を図っている。 <森林組合> ・ 森林組合における男女共同参画の推進について、国においては、森林組合系統に対する監督指針により、森林組合における女性の役員登用にに向けた取組について指導。 <漁業協同組合> ・ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による水産業協同組合法の改正で、漁業協同組合等の役員等の選出を行うに当たり年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定（未施行）が置かれたところであり、漁協等向けの総合的な監督指針において、漁業協同組合等における女性の役員登用にに向けた取組について指導する予定。

(3)	取組結果に対する評価	<農業委員会> ・上記取組の結果、平成30年度については、農業委員に占める女性の割合が11.8%（平成25年度計画策定時：6.3%）に上昇しており、着実な前進をしている。 - 一方で、女性委員が登用されていない農業委員会は287委員会あるため、より一層の女性委員登用への理解促進が必要である。 <農業協同組合> ・農協の役員に占める女性の割合は年々増加しており、平成30年では8.0%と、平成25年の計画策定時から1.9%ポイント上昇。また、女性役員が登用されていない農協は105組合であり、平成25年の計画策定時から108組合減少しており、女性役員の登用は着実に進展。成果目標期限までの目標達成に向けて、引き続き取組を促進。 <土地改良区> ・全国水土里ネット及び地方連合会における「女性の会」等を設立し、土地改良事業に係わる女性自らの意識改革を図るなど、土地改良区における意思決定過程への女性の参画拡大に向けた基礎作り・意識醸成が進められている。一方で、地方の取組は、14団体にとどまっており、更なる広がりが求められる。 <森林組合> ・現状では、役員となれる正組合員に占める女性の割合が10%程度であること等から女性の役員登用が遅れており、森林組合の役員に占める女性の割合は0.5%にとどまっている。 <漁業協同組合> ・現状では、役員となれる正組合員に占める女性の割合が5.7%程度であること等から女性の役員登用が遅れており、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は0.5%にとどまっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等	<農業委員会> ・平成32年度までに農業委員の3割を女性が占める目標に向けて、上記取組を引き続き推進していく。 - また、平成30年10月に全ての農業委員会が新制度に移行を完了し、順次新制度2期目の改選が始まっているため、本年4月に今一度各農政局等及び関係団体宛てに通知を発出し、改選のタイミングを捉えて女性農業委員の更なる登用を進めるよう要請した。今後改選を迎える農業委員会に対し、各農政局等及び関係団体と連携しつつ女性農業委員の登用を促進。 <農業協同組合> ・農協の経営に多様な視点を導入し、農協改革が促進されよう農協における女性役員の登用、女性の総代就任や女性正組合員の加入などを指導するものとする。具体的には、農協において、次のような取組を行っているかを引き続き確認。 ア女性役員の登用など男女共同参画に関する具体的な目標が定められているか。 イ上記アの目標の達成に向けた取組が行われているか。 - なお、JAグループにおいては第28回JA全国大会において、第4次男女共同参画基本計画を踏まえて、女性の参画目標を「理事等15%以上」「正組合員30%以上」「総代15%以上」に引き上げるとともに、男女共同参画基本計画の成果目標の達成に向けて更なる取組を決議したところであり、当省としてもJAグループの取組を促進。 <土地改良区> ・地方段階における「水土里ネット女性の会」の設立が3割（14/47）にとどまることから、引き続き円滑な設立が図られるよう、情報提供等の充実を図る。 ・地方連合会等の体制を考慮しつつ、「水土里ネット女性の会」の設立に向け情報提供等を行う。 <森林組合> ・近年、女性の正組合員も増加傾向にあるので、今後も多様な人材の確保のために女性の役員登用を積極的に取り組むように、引き続き指導する。 <漁業協同組合> ・今後も多様な人材の確保のために女性の役員登用を積極的に取り組むように、引き続き指導する。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	<成果指標> ○農業委員会 ・女性委員が登用されていない組織数:287(平成30年10月) ・農業委員に占める女性の割合:11.8%(H30.10) ○農業協同組合 ・女性役員が登用されていない組織数:105(H30.7) ・役員に占める女性の割合:8.0%(H30.7)(出典)JA全中調べ <参考指標> <table border="0"> <tr> <td>全国農業協同組合中央会</td> <td>女性役員割合</td> <td>3.4%(H30.3)</td> </tr> <tr> <td>全国農業協同組合連合会</td> <td>女性役員割合</td> <td>2.8%(H30.3)</td> </tr> <tr> <td>全国森林組合連合会</td> <td>男性:100% 女性:0%</td> <td>(H30.7)</td> </tr> <tr> <td>森林組合役員</td> <td>男性:99.5% 女性:0.5%</td> <td>(H30.7)(出典)森林組合統計ほか</td> </tr> <tr> <td>全国漁業協同組合連合会</td> <td>女性役員割合</td> <td>3.8%(R1.6)</td> </tr> <tr> <td>漁業協同組合</td> <td>女性役員割合</td> <td>0.5%(H29)</td> </tr> </table>	全国農業協同組合中央会	女性役員割合	3.4%(H30.3)	全国農業協同組合連合会	女性役員割合	2.8%(H30.3)	全国森林組合連合会	男性:100% 女性:0%	(H30.7)	森林組合役員	男性:99.5% 女性:0.5%	(H30.7)(出典)森林組合統計ほか	全国漁業協同組合連合会	女性役員割合	3.8%(R1.6)	漁業協同組合	女性役員割合	0.5%(H29)
全国農業協同組合中央会	女性役員割合	3.4%(H30.3)																		
全国農業協同組合連合会	女性役員割合	2.8%(H30.3)																		
全国森林組合連合会	男性:100% 女性:0%	(H30.7)																		
森林組合役員	男性:99.5% 女性:0.5%	(H30.7)(出典)森林組合統計ほか																		
全国漁業協同組合連合会	女性役員割合	3.8%(R1.6)																		
漁業協同組合	女性役員割合	0.5%(H29)																		
(6)	参考データ、関連 政策評価等	<農業委員会> ・関係団体における女性農業委員関連の研修等開催数 - 全国農業会議所:2回(平成30年度) - 都道府県農業会議:約120回(平成30年度) <土地改良区> ・総代に占める女性の割合 - 平成25年度総代741人/102,239人 0.7% → 平成29年度総代799人/96,445人 0.8% ・役員に占める女性の割合 - 平成25年度253人/57,517人 0.4% → 平成29年度445人/54,025人 0.8% 資料:農林水産省調べ、総代及び役員は現員数。 <森林組合> 森林組合正組合員 男性:89.6% 女性:10.4%(平成30年3月末) 森林組合専従職員 男性:75.6% 女性:24.4%(平成30年3月末) (出典)森林組合統計 <漁業協同組合> 漁業協同組合正組合員 男性:94.2% 女性:5.7%(平成29年度)																		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 今後の地域を支えていく農業者となっていく認定農業者を始めとした、様々な形で農山漁村において地域を牽引していく女性リーダーを育成するための研修の充実等、女性リーダー層の活躍促進に向けてネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等の継続的なサポートを推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・平成27年度から平成29年度、次世代リーダー育成として女性農業者の経営力向上を目的とした研修の実施及び女性農業者の県域を越えたネットワーク化を支援。 ・平成30年度からは、コミュニティリーダー育成として地域の農業界を牽引するリーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成するための研修を実施。 ・農業女子プロジェクトの女性メンバー間の交流の促進を図り、地域グループ等の立ち上げを促進。 ・漁村女性グループが企画・実施する特産品の加工開発や漁獲物の販売促進等の起業的な経済活動や地域活性化の取組を支援するとともに、優良な取組について成果報告会を通じた全国への成果普及に努めた。
(3)	取組結果に対する評価		・女性農業者の経営力向上については、自らの経営の振り返り、事業計画の作成、BtoC、BtoBの実践的な研修を行い経営参画が図られた。また、女性農業者のネットワーク化については、全国8ブロック及び全国で女性農業者の交流が図られ、女性農業者グループの設立に繋がった。 ・コミュニティリーダー育成では、受講生自らが地域農業の活性化、農村環境の整備に向け行政・団体等を巻き込んだ活動を開始。 ・農業女子プロジェクトの実施により、全国の女性農業者のネットワーク化が図られるとともに、山形、山梨、岡山、佐賀、福岡及び島根で女性農業者グループが設立された。 ・新たな女性グループの結成や、これまで未利用であった漁獲物の加工開発・販売といった取組が実現しており、地域の活性化、女性の経済活動への参加に結びついている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、地域の農業界を牽引するリーダーとしての資質を備えた女性農業経営者を育成するとともに各種女性農業者のネットワーク化を促進し、農村における指導的地位に占める女性割合の向上を目指す。 ・漁村社会における女性の活動については、性別役割分担意識が強く、いまだ限定的であることから、浜の中核を担う若手漁業者に対して男女共同参画や女性活躍への意識・理解を醸成する必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> 農業委員会 ・女性委員が登用されていない組織数：287(平成30年10月) ・農業委員に占める女性の割合：11.8%(平成30年10月) 農業協同組合 ・女性役員が登用されていない組織数：105(平成30年7月) ・役員に占める女性の割合：8.0%(平成30年7月)(出典)JA全中調べ

(6)	参考データ、関連 政策評価等	—
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)に掲げられた女性活躍に関する取組及び農業委員や農業協同組合等の委員・役員等における女性の登用状況について、定期的にフォローアップを実施する。
(2)	主な施策の取組状況		<農業委員会> ・農業委員における女性の登用状況については、その実態について毎年調査を行い、現状の把握に努めている。全国農業会議所では今年度にパンフレット「今こそ農業委員会に女性の力を！」を作成し、その上で、各都道府県・各農業委員会に対しては、会議や説明会等の機会を捉え、女性の登用を促進するよう要請。 ・全国農業会議所が事務局を所掌している全国農業委員会女性協議会の理事会では、女性委員が登用されていない農業委員会の一覧を配布し、「女性農業委員が0人の農業委員会は1人の登用を目指す」など、現状に見合った女性委員の登用目標を設定した。 <農業協同組合> ・農業協同組合の女性役員の登用状況について毎年調査を行うとともに、監督行政庁である都道府県に対し、毎年度実施しているヒアリングにおいて、女性役員の登用状況(女性参画目標の設定の有無、参画実績)について確認。
(3)	取組結果に対する評価		<農業委員会> ・上記取組の結果、平成30年度については、農業委員に占める女性の割合が11.8%(平成25年度計画策定時:6.3%)に上昇しており、着実な前進をしている。 ・一方で、女性委員が登用されていない農業委員会は287委員会あるため、より一層の女性委員登用への理解促進が必要である。 <農業協同組合> ・農協の役員に占める女性の割合は年々増加しており、平成30年では8.0%と、平成25年の計画策定時から1.9%ポイント上昇。また、女性役員が登用されていない農協は105組合であり、平成25年の計画策定時から108組合減少しており、女性役員の登用は着実に進展。成果目標期限までの目標達成に向けて、引き続き取組を促進。
(4)	今後の方向性、検討課題等		<農業委員会> ・成果目標の達成に向けて、上記取組を引き続き推進していく。 ・また、平成30年10月に全ての農業委員会が新制度に移行を完了し、順次新制度2期目の改選が始まっているため、本年4月に今一度各農政局等及び関係団体宛てに通知を発出し、改選のタイミングを捉えて女性農業委員の更なる登用を進めるよう要請したところ。今後改選を迎える農業委員会に対し、各農政局等及び関係団体と連携しつつ女性農業委員の登用を促進していく。 <農業協同組合> ・引き続き、都道府県へのヒアリングの際に、女性役員の登用について進捗状況を確認し、必要に応じて取組を促進。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	<成果目標> 農業委員会 ・女性委員が登用されていない組織数:287(平成30年10月) ・農業委員に占める女性の割合:11.8%(平成30年10月) 農業協同組合 ・女性役員が登用されていない組織数:105(平成30年7月) ・役員に占める女性の割合:8.0%(平成30年7月)(出典)JA全中調べ
(6)	参考データ、関連 政策評価等	・関係団体における女性農業委員関連の研修等開催数 全国農業会議所:2回(平成30年度) 都道府県農業会議:約120回(平成30年度)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 各都道府県のみならず、市町村等各地域レベルにおいて農山漁村における男女共同参画が進むよう、女性の参画目標の策定を進めるとともに、策定された目標の達成に向け、積極的な取組を実施するよう、各地方公共団体に対して要請する。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画の決定後、各都道府県知事及び各政令指定都市市長宛に、地域の実情に応じて主体的な数値目標を設定するなど、具体的な取組の積極的な推進について、通知した。
(3)	取組結果に対する評価		農業委員会に占める女性の割合、農業協同組合の役員に占める女性の割合は、年々上昇している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		農業委員会に占める女性の割合：10%（早期）、更に30%を目指す（平成32年度） 女性委員が登用されていない組織数：0（平成32年度） 平成30年10月 11.8% 287 農業協同組合の役員に占める女性の割合：10%（早期）、更に15%を目指す（平成32年度） 女性委員が登用されていない組織数：0（平成32年度） 平成30年7月 8.0% 105
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 各都道府県のみならず、市町村等各地域レベルにおいて農山漁村における男女共同参画が進むよう、女性の参画目標の策定を進めるとともに、策定された目標の達成に向け、積極的な取組を実施するよう、各地方公共団体に対して要請する。
(2)	主な施策の取組状況		平成27年度に、各都道府県に対して、農山漁村における男女共同参画が進むよう、女性の参画目標の策定を進めるとともに、策定された目標の達成に向け、積極的な取組を実施するよう、全国農業協同組合中央会、全国農業会議所に対して要請した。
(3)	取組結果に対する評価		全都道府県において農山漁村に係る参画目標を策定し、地域における取組を推進。農業委員については、全国農業委員会女性協議会において目標を設定、農業協同組合役員については、JA全国大会において目標を設定し、取組を推進。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、都道府県における目標設定及び地域への指導、関係団体の取組の推進について要請する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> 農業委員会 ・女性委員が登用されていない組織数：287(平成30年10月) ・農業委員に占める女性の割合：11.8%(平成30年10月) 農業協同組合 ・女性役員が登用されていない組織数：105(平成30年7月) ・役員に占める女性の割合：8.0%(平成30年7月)(出典)JA全中調べ 家族経営協定の締結数 ・57,605件 (平成30年)農林水産省調べ

(6)	参考データ、関連 政策評価等	
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 家族経営協定の締結数の拡大及びその継続的な有効活用を図り、夫婦共同での各種制度への申請等を推進する。また、都道府県、市町村における普及体制の強化や、締結後のフォローアップを目的とした協定農家間の情報交換等を促進する。 ⑥ 農林水産業における女性経営者の経営発展や女性の農林水産業者による適切な経営継承を図るため、女性の経営参画及び農地・施設等の資産の取得促進に向けた普及啓発を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年、家族経営協定締結農家数の調査を実施し、当省ホームページにて公表。 ・平成28年度は、家族経営協定を解説したリーフレットを作成、関係機関等へ配布。 ・平成30年度以降は家族経営におけるパートナーシップ経営、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、家族経営協定を題材としたテキストを作成するとともに夫婦向けセミナーを実施。
(3)	取組結果に対する評価		・第4次男女共同参画基本計画策定以降、家族経営協定締結農家数は55,435戸(平成27年3月31日時点)から58,182戸(平成31年3月31日時点)へと2,747戸増加した。死亡や離農等による締結の解消がある一方で、新規で締結も行われており、毎年500戸前後で緩やかに増加。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・締結数の増加と実効ある締結を推進するため、引き続き①優良事例の公表、②農業次世代人材投資事業や農業者年金における優遇などのメリット措置の提示、③リーフレットやテキストを活用した普及に取り組んでいく。 ・農業就業人口が減少する中、実効性の高い締結を推進するため、普及指導者向け研修会の実施や農業経営改善計画の共同申請と併せた推進を図って行く。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> 家族経営協定の締結数 ・57,605件 (平成30年)農林水産省調べ
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等における情報提供及び女性同士のネットワーク化等を推進し、民間企業等とも連携して新たなチャレンジによる経営の発展に向けた取組を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・平成27年度から平成29年度、次世代リーダー育成として女性農業者の経営力向上を目的とした研修の実施及び女性農業者の県域を越えたネットワーク化を支援。 ・協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)(平成27年5月生産局長通知)において、女性農業者の活躍支援を重点的に推進する取組の一つに位置づけ、これに基づき、都道府県において経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等の実施を推進した。 ・女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結び付け、新商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」を実施。 ・地域での実践活動に取組もうとする漁村女性・女性漁業者を各都道府県より招集し、講義、実習、集団討論、先進地視察等による研修会を開催した。また、漁業・水産業に携わる女性の存在感を高め、女性にとって働きやすい現場の改革や仕事選びの対象としての漁業・水産業の魅力向上を後押しするため、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」を立ち上げた。
(3)	取組結果に対する評価		・女性農業者の経営力向上については、自らの経営の振り返り、事業計画の作成、BtoC、BtoBの実践的な研修を行い経営参画が図られた。また、女性農業者のネットワーク化については、全国8ブロック及び全国で女性農業者の交流が図られ、女性農業者グループの設立に繋がった。 ・農業女子プロジェクトの活動を通じ、女性農業者の経営力の向上、女性農業者のネットワーク化の推進が図られた。 ・研修会を通じた漁村女性の実践活動に関する情報を共有することにより、各地において同様の活動の展開が図られてきている。また、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」に参加する女性のネットワーク化を進めるとともに、民間企業等と連携した新たな商品や、サービス、情報の創造に向けた検討が進められている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、都道府県における女性の経営管理能力や技術の向上を図るため研修等の実施を推進する。 ・引き続き農業女子プロジェクトの取組を推進する。 女性の経営管理能力や技術の向上を促進するため、研修会の開催を継続するとともに、その内容を充実させる。また、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」に参加する女性及び民間企業等の新規拡大、マッチングに努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		

(6)	参考データ、関連 政策評価等	農業女子プロジェクト(令和元年10月現在) 農業女子:783名 参画企業:34企業 教育機関 7校 「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」概要 ・設立:平成30年11月16日 ・女性メンバー:42名(令和元年10月1日現在) ・参画企業:2社(令和元年10月1日現在)
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、施業意欲を高める研修や情報提供等を実施するとともに、女性林業グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。
(2)	主な施策の取組状況		女性林業者への安全研修会や女性を対象にした林業体験等の実施、女性林業者の情報提供等を行う全国レベルの交流会の開催を支援するとともに、女性林業者の活躍を促進するための活躍事例集を作成・配布した。
(3)	取組結果に対する評価		安全研修会や林業体験等を実施し、女性林業グループを支援するとともに、活躍事例集により女性林業者の活躍を広く周知することで、女性の参画の促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		施業意欲を高める研修や情報提供等の実施に加え、女性の視点を活かした取組を行うためのネットワーク化の促進等により、女性林業者のさらなる参画・定着を促す必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		・全国林業研究グループ 女性会員数 45都道府県 2,545人（令和元年7月現在）

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。
(2)	主な施策の取組状況		漁村女性グループが企画・実施する特産品の加工開発や漁獲物の販売促進等の起業的な経済活動や地域活性化の取組を支援するとともに、優良な取組について成果報告会を通じた全国への成果普及に努めた。
(3)	取組結果に対する評価		新たな女性グループの結成や、これまで未利用であった漁獲物の加工開発・販売といった取組が実現しており、地域の活性化、女性の経済活動への参加に結びついている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		漁村社会における女性の活動については、性別役割分担意識が強く、いまだ限定的であることから、浜の中核を担う若手漁業者に対して男女共同参画や女性活躍への意識・理解を醸成する必要がある。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 酪農及び肉用牛経営を始め畜産経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。
(2)	主な施策の取組状況		【酪農】 酪農経営支援総合対策事業において、酪農家が休日を取得しやすくなるよう、酪農ヘルパー利用組合の強化を図るとともに酪農家が研修に参加する際の利用料金の負担軽減を支援。また、女性を含めた担い手を対象にした交流会の開催を支援。 【肉用牛】 肉用牛経営安定対策補完事業(多様な担い手育成支援)において、女性等の畜産への参入を促進するため、交流会の開催を支援。
(3)	取組結果に対する評価		1戸あたりの年間酪農ヘルパー利用日数は増加傾向で推移。 30年度は、酪農と肉用牛で1回交流会を開催し、参加した農家の半数以上が女性であった。
(4)	今後の方向性、検討課題等		酪農ヘルパー利用組合の強化等の支援を引き続き継続し、研修に参加する時間を確保できるゆとりある酪農経営の実現を図る。 女性や若年層、職業経験者等の畜産経営への参入を促進するための活動を引き続き支援し、次代を担う女性畜産経営者等の育成を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		酪農ヘルパーの状況 ・酪農ヘルパー要員 1888人(H30) ・利用組合数 288組合(H30) ・利用戸数割合 71%(H30) ・一戸あたり年間酪農ヘルパー利用日数 21.8日(H27)→ 22.8日(H29) 出典：農林水産省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
	④具体的な取組 (小項目)		－
	⑤具体的な取組 (内容)		⑦ 女性の行う農林水産業に関連する経営や起業等の支援のための経営体向けの補助事業や融資について、女性の農林水産業者による活用を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・毎年、農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進に係る施策について、地方自治体、関係団体へ通知するとともに、女性農林漁業者が施策を活用しやすいようガイドブックを作成し周知を図った。 ・農業経営者や家族経営協定を締結した農業者に対して、農業近代化資金や経営体育成強化資金の活用に向けて、都道府県や融資機関を通じて資金制度の普及を図った。 - また、平成27年度には、認定農業者が農産物の高付加価値等に取り組むために設立した法人によるアグリビジネスの強化を推進するための資金(スーパーW)について、女性が代表取締役になっている法人又は女性が役員の過半数を占める法人が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例を設けた。 ・女性グループが行う漁業生産活動に対する無利子資金(沿岸漁業改善資金)の活用に向けて、水産業普及指導員を通じた普及啓発を図った。
(3)	取組結果に対する評価		女性農林漁業者向けの研修会、ネットワーク化の促進、6次産業化、制度資金の活用等の取組への支援を通じ、女性の経営・社会参画が促進された。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・施策の女性農林漁業者の活用が進むよう、引き続き地方自治体、関係団体へ周知を図るとともに、ガイドブックを作成する。 ・各資金の活用促進に向けて、引き続き資金制度の普及に努める。 ・沿岸漁業改善資金の活用促進に向けて、水産業普及指導員を通じた啓発活動に引き続き努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		－

(6)	参考データ、関連 政策評価等	-
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上
	④具体的な取組 (小項目)	-	
	⑤具体的な取組 (内容)		⑧ 農山漁村の中核を担う農林水産業経営における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。
(2)	主な施策の取組状況		・ 農林業センサス、漁業センサス、農業構造動態調査、漁業就業動向調査及び新規就農者調査において、農林漁業の就業構造等について調査を実施し、男女別データの把握に努めた。把握したデータは、世帯員数、従事者数、労働力(雇用、臨時雇い)などの男女別年齢階層別の基本的なデータに加え、経営方針の決定に関わっている者の男女別年齢階層別などのデータである。 ・ 第4次男女共同参画基本計画の成果指標である家族経営協定締結数、農業委員や農業協同組合等の役員に占める女性の割合等の把握を行った。
(3)	取組結果に対する評価		統計データは、男女別又は男女別年齢階層別を公表することで、各種施策の基礎資料等として利用されている。 (「農業における女性の活躍推進について」、「食料・農業・農村の動向」など) 家族経営協定締結数、農業委員や農業協同組合等の役員に占める女性の割合等については、成果目標のフォローアップに活用。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、男女別データの把握に努める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		-

(6)	参考データ、関連 政策評価等	-
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	4	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結び付け、新商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大する。
(2)	主な施策の取組状況		・プロジェクトの活動を通し、女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結び付け、新商品やサービス開発等を行うことで、社会全体での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの意識の改革・経営力の発展を促すとともに、職業としての農業を選択する若手女性の増加を促進。
(3)	取組結果に対する評価		・企業とコラボした商品やサービスの開発、高校・大学との連携を通じて女性農業経営者の取組の情報発信を行った。農業女子プロジェクトのメンバーは、設立当初の平成25年は37名から令和元年10月は783人へ増加。農業女子メンバーによる自主的な地域グループも6組織設立された。アンケートによる農業女子プロジェクトの認知度は約30%(平成29年農林水産省調べ)であったが、若い女性の職業の選択に農業が加わるよう更に認知度の向上に努める必要がある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き「農業女子プロジェクト」の推進に努める。 ・平成30年度に設立した「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」の活動を拡大し、女性漁業者の活躍を情報発信し、水産業で活躍する女性の存在感を高め、女性の職業選択の対象としての水産業の魅力向上を後押ししていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		農業女子プロジェクト(令和元年10月現在) 農業女子:783名 参画企業:34企業 教育機関 7校 「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」概要 ・設立:平成30年11月16日 ・女性メンバー:42名(令和元年10月1日現在) ・参画企業:2社(令和元年10月1日現在)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	4	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 農林水産業経営において、家族経営協定の締結に加え、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、法人経営における女性の経営参画拡大に向けた取組を進める。また、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体への認定や表彰等を通じ、子育て期の女性でも働きやすい環境づくりを推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・平成27～29年度は、農業の未来をつくる女性活躍経営体100選(WAP100)として女性活躍推進に取り組む102の農業経営体を認定・表彰し農業界の先進的な取組の普及啓発を実施。 ・平成30年度から都道府県段階に整備した農業経営相談所による支援等を通じて、農業経営の法人化等を推進。 ・また、法人経営における女性の経営参画拡大に向けて、平成30年度から女性が働きやすい職場づくりセミナーにおいて、法人経営体を対象として人材育成、ワーク・ライフ・バランス、職場・労働環境の改善を内容とした研修を全国8か所／年で実施。 ・家族農業経営における夫婦のパートナーシップ経営の確立、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた夫婦向けセミナーを全国8か所／年で実施し、家族経営協定の締結を推進した。
(3)	取組結果に対する評価		・農業の未来をつくる女性活躍経営体100選(WAP100)の認定経営体は、新聞、テレビ等メディアに取り上げられるとともに、各種セミナー等で講演を行いロールモデルとしての役割を果たしている。 ・法人経営体数及び法人経営における女性の経営参画の拡大については年々着実に増加。 ・女性が働きやすい職場づくりセミナーでは、受講経営体において職場環境の改善に向け行動計画を作成・実践。具体的には人材育成のための個別面談の実施、長時間労働の是正、休憩所・トイレの整備等に取り組んでいる。また、夫婦向けセミナーでは、家族の役割分担の見直し、今後の経営や生活について話し合いを行い家族経営協定の新規締結や見直しが行われた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・法人経営体及び家族農業経営における女性が活躍できる環境整備を引き続き推進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		<成果目標> 家族経営協定の締結数 57,605件 (平成30年)農林水産省調べ

(6)	参考データ、関連 政策評価等	＜参考データ＞ 農業法人数 15,300(平成26年) 22,700(平成30年) 資料:農林センサス、農業構造動態調査
-----	-------------------	--

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	4	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ 農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、女性や高齢者を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保を推進する。 ④ 農林水産業への女性の就業希望者に対する情報提供、相談活動等を行うとともに、就業意欲の喚起や就業後の定着等を図るための支援等を実施する。特に、これまで女性の参画が少なかった林業及び水産業に関する分野においては、従事する女性のネットワーク化等を通じ、女性従事者の参画と定着を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・新規就農希望者に対する新・農業人フェア等の相談会において、女性の就業希望者向け相談窓口を設置し、女性農業者による就農相談を実施し、女性の就農支援をするとともにFB等により情報提供を行った。 ・女性林業者や女性林業グループ等を対象とした交流会等を実施。 ・漁業・水産業に携わる女性の存在感を高め、女性にとって働きやすい現場の改革や仕事選びの対象としての漁業・水産業の魅力向上を後押しするため、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」を立ち上げた。
(3)	取組結果に対する評価		新規就農者は、近年約5～6万人、40代以下は約2万人で推移。 平成30年新規就農者数 55,810人、うち女性13,420人(24%) うち40代以下 19,290人、うち女性4,980人(27%) 出典：新規就農者調査 林業新規就業者は、近年約 3,000人、40代以下は約2,400人で推移。 平成29年新規就業者数 3,114人、うち女性114人(4%) うち40代以下 2,542人 出典：林野庁業務資料 平成30年新規漁業就業者数 1,943人（出典：水産庁調べ） ・男女共同参画の視点も取り入れた相談会等の活動の実施により、女性の就農の促進、広報、啓発を推進している。 ・安全研修会や林業体験等を実施し、女性林業グループを支援するとともに、活躍事例集により女性林業者の活躍を広く周知することで、女性の参画の促進した。 ・「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」に参加する女性メンバーによるイベント、講演活動等の様々な活動情報をSNS等を活用して発信している。 また、民間企業等と連携した新たな商品や、サービス、情報の創造に向けた検討を進めているところである。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・就農希望者に対する相談会において、引き続き女性農業者による就農相談等を行うなど女性の就農支援を実施し、女性の就農を促進していく。 ・引き続き「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」に参加する女性メンバーの活動情報を発信するとともに、民間企業等と連携した新たな商品や、サービス、情報を創造し社会に発信していくことにより、漁業・水産業の魅力向上を後押ししていく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—

(6)	参考データ、関連 政策評価等	・全国林業研究グループ 女性会員数 45都道府県 2,545人（令和元年7月現在） 「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」概要 ・目的：漁業・水産業の現場で活躍されている女性の知恵を、様々な企業の シーズと結びつけ、新しい商品やサービス、情報を創造し、社会全体 に発信していくためのプロジェクト ・設立：平成30年11月16日 ・女性メンバー：42名（令和元年10月1日現在） ・参画企業：2社（令和元年10月1日現在）
-----	-------------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	4	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑤ 農林水産業において「アシストスーツ」等のロボットやICTの活用を推進し、重労働や単純作業の軽減を図り、性別、年齢に関わりなく様々な作業が実施できるようにするとともに、農林水産業における技術の共有・継承を行いやすくする。また、男女別更衣室やトイレの設置等、女性が働きやすい職場環境の整備を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・ロボットやICT等の先端技術を活用したスマート農業の社会実装を図るため、今年度から全国69地区でスマート農業実証プロジェクトを展開し、先端技術を生産現場に導入して実証する取組を行っている。 - このうち35地区で実証の取組状況についてのべ53回見学会等を実施(9月末現在)。 ・平成27～29年度は、女性活躍推進に取り組む農業経営体を認定・表彰。平成30年度から農業法人等の経営者向けの女性が働きやすい職場づくりセミナーを実施。 ・農業経営体向け事業において、女性が働きやすい職場環境の整備のためにトイレ設置費用を補助対象としている。
(3)	取組結果に対する評価		・スマート農業実証プロジェクトでは2年間をかけて実証を行い、スマート農機技術導入による経営効果等の検証を行っている。 ・女性活躍推進に取り組む農業経営体を認定・表彰・セミナーの開催等を通じ、農業経営体における男女別トイレや更衣室等の整備に取り組むモデル経営体を育成。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・スマート農業実証プロジェクトによりスマート農業技術導入による経営効果等を検証し、成果をとりまとめて発信することで、スマート農業の現場への導入加速化につなげる。 - 令和2年度概算要求において、スマート農業を総合的に推進するため、先端技術の現場への導入・実証や、地域での戦略づくり、情報発信や教育の推進、農業データ連携基盤(WAGRI)の活用促進のための環境整備等の取組を支援するために必要な予算を計上。 ・他事業との連携を検討し、働きやすい職場環境整備のために農業現場への男女別更衣室やトイレの設置を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	4	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑥ 農林水産業やその関連事業における事故について男女別データの蓄積を含む実態の把握及び事故防止対策の強化を推進する。農林水産業における機械・施設等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関して、安全性を高め女性が利用・活躍しやすい対策を推進し、安全確保に向けた研修等の充実を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・農作業事故の実態把握のため、農林水産省における農作業死亡事故調査において、事故発生要因や男女別等のデータを蓄積・公表している。 ・農作業事故防止に向けた対策として、農繁期である春(3～5月)と秋(9～10月)を重点期間として、国、都道府県、地域段階の各関係者の連携の下、農作業安全確認運動に取り組んだほか、平成30年度からは死亡事故の大宗(8割)を占める高齢農業者向けに対面で啓発を行う取組を強化した。 ・平成30年度から、女性が働きやすい環境づくりセミナーを実施し、女性に配慮したハード面の整備や労働環境改善の推進を図っている。 ・女性林業者への安全研修会を実施。
(3)	取組結果に対する評価		農作業事故死亡者数については、平成25年:350人(うち女性47人)から、平成29年:304人(うち女性38人)に減少傾向にある。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・農作業死亡事故調査等を通じて、今後も農作業事故の実態把握を進める。 ・また、地域の営農条件(主要な営農類型(水田作、畑作、施設園芸など)や地域類型(平地農業地域、中山間地域など))の別により農作業事故の原因が異なることに鑑み、国、都道府県、地域段階の各関係者の連携の下、地域の営農実態に合った農作業安全対策を推進する。 ・労働安全対策を講じてきたところであるが、引き続き死傷事故が多発しているため、引き続き必要な取組を実施していく。 ・林業就業者への最新装置を活用した研修などの労働安全の取組を支援。 ・漁業者等への安全講習会や現場での安全指導の取組などを支援。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		該当無し
(6)	参考データ、関連政策評価等		【農作業安全に係る政策目標】 ・農作業事故による死亡者数について、平成25年の死亡者数350人を基準値とし、目標年の平成30年まで毎年約3%ずつ減少。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	4	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑦ 仕事と家事・育児・介護等との調和や多様なライフスタイルの確立を支援するため、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結、ヘルパー利用の促進、子育てネットワーク活動、農山漁村における男性の家事・育児・介護等への参画及びそれに関する周囲の理解を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		・平成27～29年度は、農業の未来をつくる女性活躍経営体100選(WAP100)として女性活躍推進に取り組む102の農業経営体を認定・表彰し農業界の先進的な取組の普及啓発を実施。 ・また、法人経営における女性の経営参画拡大に向けて、平成30年度から女性が働きやすい職場づくりセミナーにおいて、法人経営体を対象として人材育成、ワーク・ライフ・バランス、職場・労働環境の改善を内容とした研修を全国8か所／年で実施。 ・家族農業経営における夫婦のパートナーシップ経営の確立、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた夫婦向けセミナーを全国8か所／年で実施し、家族経営協定の締結を推進した。 ・農業女子プロジェクト及び海の宝！水産女子の元気プロジェクトの実施により、全国の若手女性農業・漁業者のネットワーク化を促進。 ・酪農経営支援総合対策事業において、酪農家が休日を取得しやすくなるよう、酪農ヘルパー利用組合の強化を実施。
(3)	取組結果に対する評価		・農業の未来をつくる女性活躍経営体100選(WAP100)の認定経営体は、新聞、テレビ等メディアに取り上げられるとともに、各種セミナー等で講演を行いロールモデルとしての役割を果たしている。 ・女性が働きやすい職場づくりセミナーでは、受講経営体において職場環境の改善に向け行動計画を作成・実践。具体的には人材育成のための個別面談の実施、長時間労働の是正、休憩所・トイレの整備等に取り組んでいる。また、夫婦向けセミナーでは、家族の役割分担の見直し、今後の経営や生活について話し合いを行い家族経営協定の新規締結や見直しが行われた。 ・農業女子プロジェクト及び海の宝！水産女子の元気プロジェクトの実施により、全国の若手女性農業・漁業者のネットワーク化が図られた。また、農業女子プロジェクトにおいては、山形、山梨、岡山、佐賀、福岡及び島根で女性農業者グループが設立された。 ・1戸あたりの年間酪農ヘルパー利用日数は増加傾向で推移。

(4)	今後の方向性、検討課題等	・締結数の増加と実効ある締結を推進するため、引き続き①優良事例の公表、②農業次世代人材投資事業や農業者年金における優遇などのメリット措置の提示、③リーフレットやテキストを活用した普及に取り組んでいく。 ・農業就業人口が減少する中、実効性の高い締結を推進するため、普及指導者向け研修会の実施や農業経営改善計画の共同申請と併せた推進を図って行く。 ・引き続き、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、女性に対して経営参画を推進するための情報提供や研修の実施、若手女性農業・漁業者のネットワークの促進を進めていく。 ・酪農ヘルパー利用組合の強化等の支援を引き続き継続し、研修に参加する時間を確保できるゆとりある酪農経営の実現を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	<成果目標> 家族経営協定の締結数 ・57,605件（平成30年）農林水産省調べ
(6)	参考データ、関連政策評価等	農業女子プロジェクト（令和元年10月現在） 農業女子：783名 参画企業：34企業 教育機関 7校 海の宝！水産女子の元気プロジェクト ・設立：平成30年11月16日 ・女性メンバー：42名（令和元年10月1日現在） ・参画企業：2社（令和元年10月1日現在） 酪農ヘルパーの状況 ・一戸あたり年間酪農ヘルパー利用日数 21.8日（H27）→ 22.8日（H29） 出典：農林水産省調べ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	3	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	③具体的な取組 (大項目)	ア	農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		⑧ 農業者年金の仕組み等について周知・啓発を図るなど、女性農業者や若い農業者の加入を促進する。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、所管する(独)農業者年金基金(以下「基金」という。)の第4期中期目標に「政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大」及び「女性農業者の加入の拡大」を設定し、それに即し加入推進の取組が積極的に行われるよう基金を監督・指導した。
(3)	取組結果に対する評価		・中期目標に即し、加入推進取組方針等が策定され、加入推進活動の実施や女性農業者及び若い農業者への積極的な制度PR等の効果もあり、女性農業者、若い農業者とも、継続的に農業者年金制度への加入が続いているが、引き続き加入者の増加に向け、より効果的な加入推進活動に取り組むことが求められる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者は減少し続けている状況であるが、同年齢層の新規加入者数の増加に向け、より効果的な加入推進活動に取り組む。 また、女性農業者についても、引き続き加入推進活動に取り組む。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		・女性の新規加入者数 H28年度:1,079人、H29年度:1,110人、H30年度:1,014人 ・39歳以下(若い農業者)の新規加入者数 H28年度:1,971人、H29年度:2,078人、H30年度:1,940人

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	4	農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
	③具体的な取組 (大項目)	イ	農山漁村における意識と行動の変革
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動、情報提供及び研修の充実を図る。 ② 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林水産業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。
(2)	主な施策の取組状況		・平成26年度～29年度は、女性農業経営者を育成する研修を実施。平成30年度より、地域の農業界をけん引する女性リーダー育成研修や女性が働きやすい職場・労働環境の改善をテーマとしたセミナーを開催。 ・農林水産省で定めた「農山漁村女性の日(3月10日)」前後に農山漁村女性活躍表彰表彰式(主催：農山漁村男女共同参画推進協議)、農業女子プロジェクト関連行事、農業の未来をつくる女性活躍経営体100選表彰式(平成27～29年度)を開催するとともに地方自治体・関係団体等の関連行事について広く情報発信を行った。
(3)	取組結果に対する評価		・研修・セミナーの実施、「農山漁村女性の日」関連行事の開催等により、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成に寄与した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		・引き続き、女性農業者向け研修等の実施、農山漁村女性の日関連行事の開催・情報発信を行い、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		農山漁村女性の日関連行事(全国) 平成28年度 57 平成29年度 67 平成30年度 68

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	5	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		環境政策に関する各種会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る
(2)	主な施策の取組状況		委員の選定に際し、専門知識を有する女性への優先的な委嘱依頼。
(3)	取組結果に対する評価		委員については約37%と目標を概ね達成しているが、臨時委員・専門委員については、専門的な知識を有する人材が不足しており、女性の参画拡大は限定的。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き人材の搜索・依頼に努める。
(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値		P13「国の審議会等委員等に占める女性の割合」 審議会等委員 現状 :36.7%(平成27年) 成果目標:40%以上、60%以下(平成32年) 審議会等専門委員等 現状 :24.8%(平成27年) 成果目標:30%(平成32年)
(6)	参考データ、関連 政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	5	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
	③具体的な取組 (大項目)	ア	環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 環境分野における女性の専門的人材を育成する。
(2)	主な施策の取組状況		国の機関及び地方公共団体等において環境行政を担当する職員等に対し、職務遂行に必要な専門的知識及び技術を習得させるとともに、行政的視野の拡大及び行政的識見の向上を図るため、必要な専門的知識・技能習得に関する研修を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		各種研修を通じ、職務遂行に必要な専門的知識及び技術習得並びに行政的視野の拡大・行政的識見の向上を促進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、国の機関及び地方公共団体等において環境行政を担当する職員等に対し、各種研修を通じ、職務遂行に必要な専門的知識及び技術習得並びに行政的視野の拡大・行政的識見の向上を促進していく。これにより、環境分野における女性の専門的人材の育成にも貢献する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	5	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 環境政策に関する各種計画等の作成に当たっては、男女共同参画の視点に配慮する。 ② 環境問題が身体に与える影響は男女で違いが生じ得ることから、男女の置かれた状況を客観的に把握するため、必要に応じて男女別データの把握に努める。 ③ 環境分野における新たな活躍機会の創出により、女性の活躍を推進するとともに、女性によるグリーン・イノベーションの促進を支援する。 ④ 男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。 ⑤ 男女共同参画の視点を踏まえた、行政、大学、企業、NGO・NPO等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。
(2)	主な施策の取組状況		女性を含む多くの人に狩猟の魅力や社会的役割、安全な狩猟方法等を紹介し、鳥獣保護管理の担い手となるきっかけを提供するため、平成24年度より鳥獣保護管理担い手確保促進及びジビエ利用の普及・啓発フォーラム(通称、狩猟の魅力まるわかりフォーラム)を開催している。なお4次計策定後(平成28年度以降)は計8県で開催しており、テーマトークやトークセッションにおいて女性の狩猟者に登壇していただくなど、狩猟という場における女性活躍の状況についても積極的に周知している。
(3)	取組結果に対する評価		同フォーラムの開始年度(平成24年度)における狩猟免許所持者の女性割合は1.13%だったが、フォーラムの実施等の取組によって、平成28年度においては2.57%にまで上昇している(1980年度の狩猟者全体における女性の免許所持者の割合は0.30%と極めて低い状況にあった)。 平成29年度以降の狩猟者免許に関する統計情報は現在集計中であるが、平成28年度から平成30年度にかけて実施した同フォーラムの来場者(8会場で計506人)のうち、女性の割合は28.9%(うち平成28年度の鹿児島県会場においては36.7%)であったことから、同フォーラムが女性の狩猟免許取得意欲の向上に寄与していると考えられる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		狩猟免許所持者のうち女性が占める割合は上昇傾向ではあるものの、男性に比べ依然として低い状況にあるため、引き続き女性に対する狩猟免許の取得意欲向上を図る取組が必要。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		特になし
(6)	参考データ、関連政策評価等		(参考) 狩猟免許所持者のうち女性が占める割合 1980年度(昭和55年度): 0.30% 2014年度(平成24年度): 1.13% 2016年度(平成28年度): 2.57% ※2017年度(平成29年度)以降は現在集計中 (鳥獣関係統計: http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs2.html)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	5	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		・持続可能な社会の構築のため、学校教育、社会教育における環境教育・環境学習の推進に取り組んでいる他、全国各地域に1,116校存在するユネスコスクールを持続可能な開発のための教育(ESD)の推進拠点として位置づけ、「日／ユネスコパートナーシップ事業」によりユネスコへの加盟申請、活動支援、情報収集・発信、全国大会の開催によるネットワーク形成等を支援している。環境教育・環境学習はユネスコスクールの間でも特に関心の高い分野であり、熱心に取り組むユネスコスクールが全国に多数存在する。平成29年度「ユネスコスクール年次活動調査」によれば、回答した学校の81%がユネスコスクールの活動として「環境」分野を、64%が「人権・平和」を重視しているところである。
(3)	取組結果に対する評価		・上記事業による支援の結果、各校が環境学習を含めたESD活動に積極的に取り組んでおり、学校における教育手法の変革、児童生徒の変容及びグローバル人材の育成に繋がっていることから、優れた取組であると評価する。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、環境教育・環境学習の推進に向けて取り組んでいくとともに、ユネスコスクールの認定校数増加及び質の向上につながる支援に取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		なし
(6)	参考データ、関連政策評価等		「ユネスコスクール年次活動調査」 http://www.unesco-school.mext.go.jp/

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	5	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		「持続可能な社会の担い手」としての資質能力等を育成するため、国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、持続可能な開発のための教育の視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進した。
(3)	取組結果に対する評価		環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		環境教育等促進法等に基づき、法に定める事務を着実に実施するとともに、学校、家庭、職場、地域等における環境教育を充実させることで、持続可能な社会づくりの基盤形成を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	5	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		④ 男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発のための教育の観点も踏まえ、地域における環境学習を推進する。
(2)	主な施策の取組状況		4次計策定後(平成28年度以降)、国立公園等において、パークボランティアや自然公園指導員のスキルアップや、環境学習等の取組を推進した。
(3)	取組結果に対する評価		パークボランティアや自然公園指導員の構成要件は男女平等であり、またそのスキルアップや、環境学習等の機会を公平に提供している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、現行の取組を継続する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		パークボランティアや自然公園指導員の構成要件は男女平等とし、またそのスキルアップや、環境学習等の機会を公平に提供する。
(6)	参考データ、関連政策評価等		特になし

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
	②施策	5	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
	③具体的な取組 (大項目)	イ	環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		男女共同参画の視点を踏まえた、行政、大学、企業、NGO・NPO等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。
(2)	主な施策の取組状況		広く国民、企業、NPO・NGO、市民活動団体等に対して環境教育や環境保全活動の情報提供や意見交換の場の提供、各主体間への協働取組の支援、ホームページ等を通じた情報発信を行い、環境問題の解決のための環境パートナーシップを推進した。
(3)	取組結果に対する評価		広く国民、企業、NPO・NGO、市民活動団体等に対して、環境問題の解決のための環境パートナーシップを推進した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、内外のパートナーシップでの取組の進展に応じ、NPO/NGO、企業等各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場づくりを行うことにより、パートナーシップの形成・発展を図る。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		特になし。
(6)	参考データ、関連政策評価等		特になし。